

Itoigawa Sustainable Standard House

認定事業申請要項

糸魚川商工会議所
糸魚川産業創造プラットフォーム事業
緑でつなぐ未来創造会議

Itoigawa Sustainable Standard House（以下、ISSH）認定事業は、市民が多くの時間を過ごす「住宅」の基準を示し、地元木材や職人等の積極的な活用によるヒト・モノ・カネの「持続可能な地域経済循環の実現」、高気密・高断熱の高性能住宅普及による「温室効果ガスの排出抑制」、ならびに居住空間の改善により、市民の健康寿命増進を図ることで「社会保障費の抑制」に取り組み、糸魚川市の地域諸課題解決を目指すことが目的です。

① ISSH 認定の加盟事業者登録条件

ISSH 認定事業に加盟するには以下の条件を全て満たす必要があります

- ・糸魚川市内に本店を有する法人または個人事業主であること
- ・市税等の滞納がないこと

※上記を満たす者は、「緑創様式1号」と「緑創様式2号」を、加盟事業者登録手数料、年会費を添えて糸魚川商工会議所へ提出すること

② 加盟事業者の期間

ISSH 認定事業の加盟事業者登録期間は本年4月1日～翌年3月31日までとします

※登録の更新については別途条件を確認してください

※令和5年度は7月1～翌年3月31日までとします

③ 認定申請者

ISSH 認定の申請を行うには以下の条件を全て満たす必要があります

- ・ISSH 認定事業の加盟事業者として登録を行っている法人または個人事業主
- ・申請する住宅に対して元請の立場となる法人または個人事業主

④ 認定対象となる住宅

ISSH 認定の申請ができる住宅は以下の通りです

- ・新築住宅（併用住宅含む）

※糸魚川市外の住宅であっても、ISSH 基準を満たす場合、認定申請は可能です

⑤ 申請方法

- 1 着工時、「緑創様式3号」を糸魚川商工会議所に提出
- 2 竣工後、必要書類を添付の上「緑創様式4号」を住宅資産管理センターに提出

申請の詳細は「STARTGUIDE—ISSH導入スタートガイド—」をご確認ください

※「緑創様式3号」を提出後の施工中や竣工後、ISSH認定申請ができなくなった等の場合は、「緑創様式5号」を糸魚川商工会議所に提出すること

⑥ 糸魚川市省エネ住宅認定事業の取り扱い

ISSH認定を受けた住宅については、合わせて糸魚川市が実施する糸魚川市省エネ住宅認定事業への申請を緑でつなぐ未来創造会議より行う

※糸魚川市が定める事業要項に従い申請を行います

⑦ 認定決定（不決定）通知

申請、審査手続きが完了次第随時通知します

⑧ ISSH認定事業に係るロゴ使用

ISSH認定事業のロゴ等の使用については、ISSH加盟事業者のみに限ります

⑨ ISSH認定事業の加盟事業者としての地位の継続（更新）

ISSH認定事業の加盟事業者の地位を継続するには、以下の条件を全て満たす必要があります

1. 緑でつなぐ未来創造会議が実施する講習会を1回受講すること（年1回実施）
2. 会費の未納がないこと
3. 糸魚川市内に本店を有する法人または個人事業主であること
4. 市税等の滞納がないこと

⑩ ISSH認定事業の加盟事業者としての資格の取り消し

ISSH認定申請について、申請内容や書類の改ざんが確認された場合は加盟事業者の資格を取り消す場合があります

⑪ 手数料等

ISSH 認定事業への加盟事業者登録、会費に係る手数料については以下の通りとします

加盟事業者登録手数料 5万円（税込）（初回加盟事業者登録時のみ）

年会費 2万円（税込） 但し、令和5年度は1万円（税込）とします

その他の 認定申請手数料として2万円（税込）がかかります

申請事務の代行を受ける場合は別途、住宅資産管理センターが定める費用がかかります

備考

各種様式について

緑創様式1号	加盟登録申請書	(事業者→会議所へ)
緑創様式2号	誓約書	(事業者→会議所へ)
緑創様式3号	着工届	(事業者→会議所へ)
緑創様式4号	認定申請書	(事業者→住宅資産管理センターへ)
緑創様式5号	着工取り下げ書	(事業者→会議所へ)
緑創様式6号	着工受付書	(会議所→事業者へ)
緑創様式7号	認定証	(会議所→事業者へ)
緑創様式8号	加盟登録証	(会議所→事業者へ)
緑創様式9号	審査完了報告書	(住宅資産管理センター→会議所)

書類の提出や申請事務の代行について

認定申請関係書類提出は郵送またはメール

(一社) 住宅資産管理センター ISSH 係 (田中)

〒950-0943 新潟県新潟市中央区女池神明3丁目14-4 ネスト女池神明1階 S2

TEL: 025-280-0108 mail: info-iss@ie-kachi.or.jp

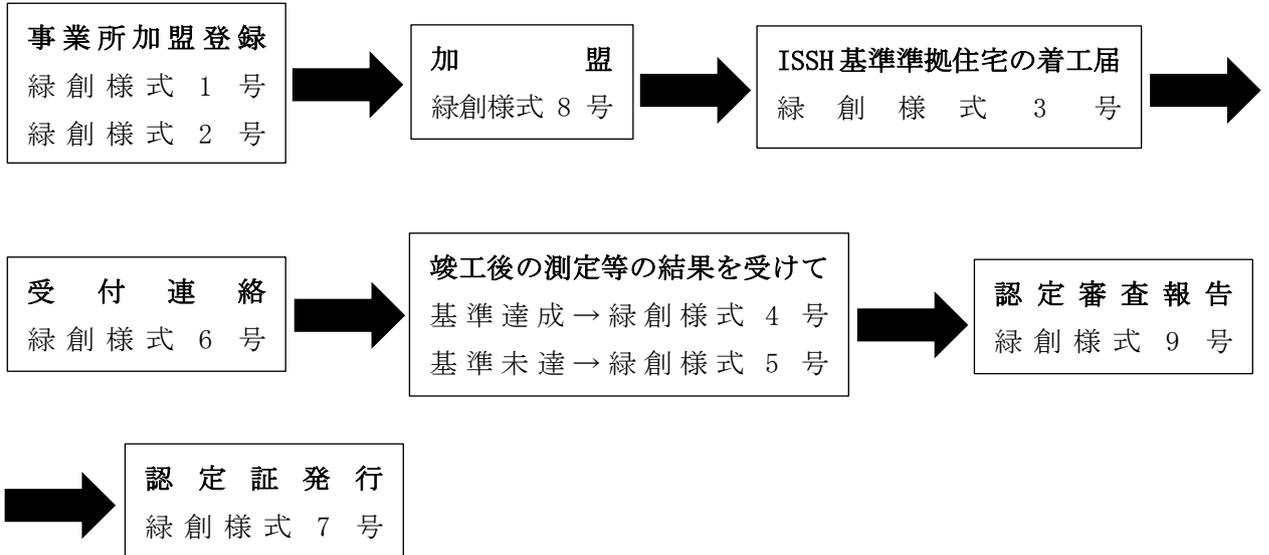
その他の申請に関する問い合わせ先について

糸魚川商工会議所 緑でつなぐ未来創造会議事務局 (今井・山邊)

〒941-8601 新潟県糸魚川市寺町2丁目8番16号

TEL: 025-552-1225 mail: info@itoigawa-cci.or.jp

手続きの流れについて (例)



本件に関する問い合わせ先
糸魚川商工会議所
緑でつなぐ未来創造会議事務局
TEL 025-552-1225